

○被害者連絡実施要領の制定について

(平成19年4月19日島相談甲第237号ほか県警察本部長例規通達)

近年、犯罪被害者からの捜査等に関する情報提供の要望が高まっている。そこで、別添のとおり「被害者連絡実施要領」を定め、連絡対象者及び連絡内容を拡充するなどした。各警察署長及び高速道路交通警察隊長にあつては、被害者連絡制度の適切な運用に努められたい。

なお、被害者連絡実施要領の制定について（平成8年10月28日島捜一第727号ほか本部長例規通達）は、平成19年4月18日限り、その効力を失う。

別添

被害者連絡実施要領

第1 趣旨

この要領は、犯罪被害者支援の一環として実施する被害者連絡及び被害者訪問に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は次のとおりとする。

1 被害者連絡

身体犯若しくは重大な交通事故事件又は警察本部長、警察署長若しくは高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者又はその遺族（以下「被害者等」という。）に対して、被害申告受理後から被疑者の検挙によりその処分結果が決定するまでの間（以下「連絡期間」という。）、面接、架電等の方法により捜査状況等を連絡することをいう。ただし、被害者が少年の場合には、原則として、その保護者に連絡するものとする。

2 被害者訪問

身体犯及び警察本部長又は警察署長等が被害者連絡を必要と認める事件（触法少年事案を含む。）の被害者等のうち、地域警察官の訪問を希望する者（以下「訪問対象者」という。）の居所を地域警察官が訪問し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、訪問対象者から警察に対する要望、苦情相談等を聴取することをいう。

3 身体犯

次に掲げる罪に当たる違法な行為をいう。

- (1) 殺人罪及びその未遂罪
- (2) 強盗致死傷罪及びその未遂罪
- (3) 強盗・強制性交等罪及び強盗・強制性交等致死罪並びにこれらの未遂罪
- (4) 強制性交等罪及びその未遂罪
- (5) 強制わいせつ罪及びその未遂罪

- (6) 準強制わいせつ罪及び準強制性交等罪並びにこれらの未遂罪
- (7) 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪並びにこれらの未遂罪
- (8) 強制わいせつ等致死傷罪
- (9) 未成年者略取及び誘拐罪並びにその未遂罪
- (10) 営利目的等略取及び誘拐罪並びにその未遂罪
- (11) 身の代金目的略取及び誘拐罪並びにその未遂罪
- (12) 所在国外移送目的略取及び誘拐罪並びにその未遂罪
- (13) 人身売買罪及びその未遂罪
- (14) 逮捕及び監禁罪
- (15) 逮捕等致死傷罪
- (16) 傷害致死罪
- (17) 傷害罪のうち、被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの
- (18) 前各号の罪以外で、致死傷を結果とする結果的加重犯において、致死の結果が生じたもの及び致傷の結果が生じたもののうち被害者が全治1か月以上の傷害を負ったもの（交通事故事件に係るものを除く。）

4 重大な交通事故事件

次に掲げる交通事故事件をいう。

(1) 死亡ひき逃げ事件

車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(2) ひき逃げ事件

車両等の交通により人が傷害を負った場合において、道路交通法第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

(3) 交通死亡事故等

車両等の交通事故により人が死亡した事故及び人が全治3か月以上の傷害を負った事故

(4) 危険運転致死傷罪等に該当する事件

危険運転致死傷罪、無免許危険運転致傷罪及び無免許危険運転致死傷罪に該当する事件

5 警察本部長又は警察署長等が必要と認める事件

本部長又は事件の捜査を担当する警察署長等が事件の背景、性質、被害者の地位等から特に被害者連絡を必要と認める事件をいう。

第3 被害者連絡実施要領等

1 被害者連絡責任者等の任務

- (1) 事件捜査を担当する警察署長等（以下「連絡担当警察署長等」という。）は、警察署にあっては事件捜査を担当する課（係）の長を、高速道路交通警察隊にあっては副隊長を、それぞれ被害者連絡責任者に指定し、次の業務を行わせるものとする。

ア 被害者連絡の実施状況の把握及び管理

イ 被害者連絡を確実に行わせるために必要な措置

- (2) 連絡担当警察署長等は、警察署にあっては事件捜査を担当する課（係）の庶務的業務を行っている者1人を、高速道路交通警察隊にあってはその隊において交通捜査等を行っている者1人を、それぞれ被害者連絡担当係に指定し、次の業務を行わせるものとする。

ア 被害者連絡経過票（別記様式）の保管及び管理

イ 事件担当捜査員（触法少年事案にかかわる警察職員を含む。以下同じ。）

から被害者連絡実施結果の通報を受けた都度の被害者連絡経過票への状況等の記録

ウ 事件担当捜査員不在時の被害者等からの問い合わせに対する適切な対応

- (3) 事件担当捜査員は、被害者連絡を的確に実施するとともに、事件認知時及び被害者連絡実施時には、被害者連絡経過票を作成するものとする。

2 被害者連絡実施要領

(1) 被害者連絡事項

被害者連絡は、被害者等から事情聴取を行った事件担当捜査員が、被害者等の意向に反しない限り、面接、架電等の方法により、次に掲げる項目について行うものとする。

ア 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

事件の認知時等捜査の初期段階において、「被害者の手引」を配布した上で、刑事手続及び犯罪被害者のための制度についての連絡を行うものとする。

イ 捜査状況（被疑者検挙まで）

(ア) 身体犯の場合

a 被害者死亡事件

被害の届出を受理した後、おおむね2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、定期的に連絡を行うものとする。

b a以外の身体犯

被害の届出を受理した後、おおむね2か月を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。この場合、被害者の意向、事案の内容等を総合的に勘案し、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

(イ) 重大な交通事故事件の場合

a 死亡ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間、2か月、6か月及び1年を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行うほか、以後、原則として、少なくとも1年に1度、

定期的に連絡を行うものとする。

b ひき逃げ事件

事件の認知後、おおむね2週間を経過した時点で被疑者の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。この場合、被害者の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

c 交通死亡事故等及び危険運転致死傷罪等に該当する事件

事件の認知後、おおむね1か月を経過した時点で被疑者の送致に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況の連絡を行う。この場合、被害者等の意向、事案の内容等を総合的に勘案して、以後、状況に応じて連絡を行うものとする。

ウ 被疑者の検挙状況

(ア) 逮捕事件の場合

被疑者を逮捕した場合は、逮捕後、速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、否認事件、未だ逮捕していない被疑者のいる共犯事件等において、逮捕後に速やかに連絡を行うことが捜査に支障を及ぼすと認められる場合は、連絡による捜査への支障がなくなった段階で連絡を行うものとする。

なお、被疑者の身柄拘束中に余罪として送致した場合の連絡内容についても逮捕事件の場合と同様とする。

また、逮捕した被疑者を送致する前に釈放した場合は、釈放後、速やかに釈放の旨及びその理由について連絡を行い、勾留（少年事件の場合の勾留に代わる観護の措置を含む。以下同じ。）が行われなかった場合には、釈放後、速やかにその旨について連絡するものとする。

(イ) 在宅送致事件の場合

被疑者を在宅で送致した場合は、送致後、速やかに被疑者検挙の旨、被疑者の人定、事件を送致した検察庁（以下「送致先検察庁」という。）その他必要と認められる事項について連絡するものとする。

なお、被疑者を逮捕したが、その後身柄を釈放し、在宅で送致した場合も同様とする。

(ウ) 少年事件の場合の特例

被疑者が少年の場合で、被害者等に被疑少年の人定その他必要と認められる事項を連絡することにより被疑少年の健全育成を害するおそれがあると認められるときは、被疑少年の人定等に代えて、その保護者の人定等を連絡するものとする。この場合において、被疑少年又はその保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後、速やかに当該被疑少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

(エ) 触法少年事案の場合

14歳未満の少年が、第2の3、第2の4又は第2の5に掲げる行為を行った場合で、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第22条の「触法少年に係る事件の送致又は通告の措置」をとったときには、事後、速やかにその旨及び当該触法少年の保護者の人定その他必要と認められる事項について連絡するものとする。この場合において、触法少年の保護者の人定等を被害者等に連絡したときは、連絡後、速やかに当該触法少年の保護者に対してその旨を連絡するものとする。

エ 逮捕被疑者の処分状況

逮捕後、勾留が行われた事件については、勾留期間満了後、速やかに送致先検察庁、処分結果（起訴、不起訴、処分保留等）、公訴を提起した裁判所（起訴の場合のみ）その他の必要と認められる事項について連絡するものとする。ただし、被疑者が少年の場合は、勾留期間満了後、速やかに送致先検察庁及び送致した家庭裁判所について連絡するものとする。

(2) 被害者連絡の際の配慮事項

ア 被害者等及びその関係者の素行、言動等により被害者等及びその関係者による被疑者への報復の可能性が認められるなど、連絡を行うことが適当でないと認められる場合には、被害者連絡を行わないものとする。

イ 暴力団犯罪の被害者等への連絡については、保護対策実施要綱の制定について（平成24年3月29日島組甲第213号本部長例規通達）に基づく保護対策の実施との調整を図るものとする。

ウ 被害者連絡の際には、被害者等に対し、被疑者（触法少年を含む。）及びその保護者（被疑者が少年の場合に限る。）のプライバシーの重要性について説明を行い、当該被疑者等のプライバシーに関する紛議事案が起こればならないよう配慮するものとする。

なお、少年事件の場合には、併せて少年の健全育成の重要性について説明を行うとともに、触法少年事案の場合には、少年法（昭和23年法律第168号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨や刑法第41条の規定による犯罪の不成立等についても説明を行い、少年の健全育成について十分に配慮するものとする。

エ 被害者等が自宅訪問を望まないことが予想される場合又は被害者等を秘匿する必要がある場合には、連絡担当警察署長等の指揮を受けなければならない。

オ 被害者等のうち重大な交通事故事件関係以外の者に対しては、地域警察官による訪問の希望の有無を確認するものとする。

第4 被害者訪問実施要領等

1 実施所属

訪問活動の実施所属は、訪問対象者の住居地を管轄する警察署（以下「訪問担当警察署」という。）とする。

2 被害者連絡経過票等の写しの送付

事件担当捜査員は、訪問対象者を認めたときは、連絡担当警察署長等に報告するものとする。この場合において、報告を受けた連絡担当警察署長等は、訪問担当警察署長に対し、事前協議の後、被害者連絡経過票又はこれに準ずる書面（以下「連絡票等」という。）の写しを送付するものとする。

3 被害者訪問担当係の任務

訪問担当警察署長は、地域課（係）において庶務的業務を行っている者1人を被害者訪問担当係に指定し、次の業務を行わせるものとする。

- (1) 連絡票等の写しの受理、保管及び管理
- (2) 被害者訪問実施結果の報告書の保管及び管理
- (3) 事件捜査を担当する部署との連絡及び調整
- (4) 被害者訪問を担当する地域警察官（以下「訪問担当警察官」という。）不在時の訪問対象者からの問い合わせに対する適切な対応
- (5) その他訪問担当警察署長が命ずる業務

4 訪問担当警察官の指定

訪問担当警察署長は、訪問対象者の住居地を巡回連絡の受持区とする地域警察官を訪問担当警察官に指定するものとする。ただし、女性の訪問対象者が女性警察官による被害者訪問を希望する場合その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

5 被害者訪問実施要領

- (1) 被害者訪問は、原則として、訪問担当警察官が訪問対象者の住居地を訪問し、訪問対象者と面接することにより行うものとする。
- (2) 訪問担当警察官は、特段の事情がある場合を除き、指定を受けてから1週間以内に第1回目の被害者訪問を行うものとする。

また、連絡票等の写しの記載内容やその他の情報から被害者訪問を迅速に行う必要がある場合は、可能な限り早急に行うものとする。

- (3) 訪問担当警察官は、被害者訪問を実施した都度、実施結果の報告書を作成し、又は被害者訪問担当係が保管する連絡票等の写しの経過欄に実施結果を記載するなどした上で、訪問担当警察署長に報告するものとする。
- (4) 被害者訪問の実施頻度及び期間は、訪問対象者の希望を踏まえた上で定めるものとし、訪問対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で訪問対象者の意思を確認し、訪問対象者の同意が得られた場合には、訪問担当警察署長は、被害者訪問を打ち切ることができるものとする。

6 連絡担当警察署長等との連携

訪問担当警察署長は、被害者訪問を実施し、又は打ち切った場合は、その都度、連絡担当警察署長等にその旨を連絡するとともに、関係する書面を送付するなど

緊密に連携するものとする。

7 訪問活動上の留意事項

訪問担当警察官は、被害者訪問を実施する際は、連絡票等の写しに記載された連絡内容、留意事項等を踏まえ、訪問対象者の心情等を害することのないよう、言動等には十分留意すること。

第5 関係所属との連携

1 被害認知警察署と被疑者検挙警察署が異なる場合の取扱い

被害者連絡は、原則として、被害を認知した警察署（以下「被害認知警察署」という。）が担当するものとする。被害認知警察署と被疑者を検挙した警察署（以下「被疑者検挙警察署」という。）が異なる場合は、被害認知警察署及び被疑者検挙警察署は、連携を密にし、確実に被害者連絡を実施すること。

2 被害者支援担当部門との連携

(1) 被害者連絡責任者は、身体犯の連絡対象事件を認知したとき、及び被害者等が犯罪被害者等給付金の支給申請を要望したときは、警察署の被害者支援係にその旨を連絡するものとする。

(2) 事件担当捜査員は、警察署の被害者支援係と緊密に連携して被害者連絡を実施するものとする。

様式 [略]